

八王子市立松が谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決・再発防止の取組を徹底する。

2 いじめ問題にかかわる学校の主な取り組み

(1) いじめ防止基本方針の作成・見直しと学校いじめ防止対策委員会の設置

「松が谷小学校いじめ防止基本方針」を作成し、年度ごとにその見直しを行う。また、いじめ防止対策委員会〔委員：校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策コーディネーター、特別支援コーディネーター、特別支援学級・教室主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー〕を置き、教職員全員の共通理解の下、いじめの防止の教育の推進、未然防止、早期発見、発生時の対応、再発防止策の構築など問題の解決を図る。

(2) 道徳教育等の充実

特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実する。自他の生命を尊重する心を育てるとともに、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。重点とする内容項目を「生命の尊さ」「親切、思いやり」「相互理解・寛容」とし、障害や性、文化などが多様であることの理解を深め、相手を大切にする態度などの共生社会を生きるための基礎を培うとともに、誠実な生き方、社会・学校での生活で守るべきこと等について考えることができるようにし、「いじめはしない、させない、許さない」心を育てる。

(3) 言語活動の充実

試行やコミュニケーションの手段であり、情緒にも深くかかわる言語表現を大切にし、相互理解が進むよう、言語による表現力を高める指導を重視して行う。

言語環境を整え、言語に対する意識や関心を高め、適切な言葉遣いができるようにする。

(4) 特別活動・体験活動を重視した 教育活動の推進

代表委員会の投げ掛けにより、全学級で「人間関係を豊かにする取組」を話し合い具体的取組として行い、全校朝会で発表する。児童自身が考え話し合う主体的な参画により、いじめ防止につなげる。

(5) 家庭や地域との連携

毎朝、保護者の当番が正門であいさつ運動を行う。また、各学期に1回、おはよう週間を設け、教職員が正門でのあいさつ運動を行う、また、秋には青少年対策松が谷地区委員会と連携してのあいさつ運動を実施し、明るい挨拶のできる子（地域児童）を育てる。

地域清掃活動、地域行事に学校として関わり、地域の一員としての自覚や社会性など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(6) 基本方針を毎年点検し、必要に応じて見直し、入学時・各年度の開始時において児童（全校朝会等）、保護者（保護者会等）、地域（学校運営協議会等）、関係機関など（青少年対策地区委員会等）により基本方針の内容を説明する。

3 未然防止や早期発見のための措置

- (1) 教員が子どもと直接向き合う時間といじめ対応のための時間を毎週1回以上確保する。
「学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止などの対策のための組織）を毎週月曜日に実施し、定期的に児童の情報を共有するとともに対応を協議する。
- (2) 「いじめ発見チェックリスト」を作成・共有して定期的に全教職員で実施する。全家庭に市作成の「見守りシート」を配布し家庭との連携を図る。
- (3) 生活当番の休み時間の見回りを徹底し、教室外の児童の人間関係の把握と、いじめの早期発見に努める。
- (4) 「ふれあい月間」の取組等、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施する。
- (5) スクールカウンセラーによる相談活動を充実する。5年生全員に対し、年度当初に個別面談を行う。
- (6) 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、朝会の講話や道徳教育・健康教育の指導と合わせて学校全体でいのちについて考える。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策を推進する。
 - ① 「SNS 松が谷小学校ルール」を規準とし、児童への情報モラル指導を徹底するとともに、「いじめはどんな理由があってもいけないこと」「傍観者はつくらない」などの意識を醸成する。家庭に対しては「SNS家庭ルール」を子どもの話し合いでつくるようはたらきかける。
 - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応をする。

4 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめ防止対策委員会を招集し、いじめに対する個々の教職員の鋭敏な感覚と的確な指導力を結集し、適切に対応する組織的体制を立ち上げる。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) 被害児童をいじめから守り通す体制を敷く。
- (4) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う、加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、場合によっては、警察や児童相談所などとの連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (6) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

5 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

6 その他

- (1) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、地域の青少年対策地区委員会、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、警察等との連携を図る。
- (2) 学校いじめ対策委員会後に生活指導夕会をもち、各学級児童の様子を全校で共有する。